

## 議案第 7 2 号

### 高幡身体障害者療護施設組合規約の変更について

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）の公布に伴い、高幡身体障害者療護施設組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 0 条の規定により、議決を求める。

平成 2 3 年 6 月 1 5 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

### 高幡身体障害者療護施設組合規約の一部を変更する規約

高幡身体障害者療護施設組合規約（昭和 56 年高知県指令 55 地第 626 号）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

#### 高幡障害者支援施設組合規約

第 1 条中「高幡身体障害者療護施設組合」を「高幡障害者支援施設組合」に改める。

第 3 条中「身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 30 条の 4 に規定する身体障害者療護施設」を「障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設」に改める。

#### 附 則

この規約は、高知県知事の許可のあった日から施行する。